

## 令和6年度第1回宮城県最低賃金専門部会議事録

令和6年7月29日（月）午後1時00分  
仙台第四合同庁舎2階共用会議室

出席者

公益代表

小幡委員、熊谷委員、柳井委員

労働者代表

阿部（祥大）委員、大宮委員、新聞委員

使用者代表

稲妻委員、半沢委員

開 会

補 佐

定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回、宮城地方最低賃金審議会専門部会を開催いたします。本日の専門部会は公開となっております。報道関係の皆様には円滑な審議運営について、御協力をよろしく申し上げます。

また、審議は部会長の判断により、途中、休会となる場合もありますので、御了承願います。

事前に飯野委員より欠席の旨、報告を受けております。

はじめに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員       3名

労働者代表委員       3名

使用者代表委員       2名

以上   8   名が出席されていますので、最低賃金審議会令第6条第6項により、本会議が成立していることを報告いたします。

本日は、本年度第1回の専門部会ですので、部会長が選出されるまでの間、事務局で会議を進行させていただきます。

なお、専門部会委員の方々は、資料1「宮城県最低賃金専門部会委員名簿」のとおりでございます。7月22日付けで発令をさせていただきます。

委員の御紹介につきましては、名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

議事に入ります前に、川越労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

基準部長 川越です。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審に続き令和6年度第1回宮城県最低賃金専門部会に御出席を賜り、ありがとうございます。また、この度、専門部会委員に御就任をいただきましたことに重ねて感謝を申し上げます。

本年度の宮城県最低賃金の改正につきましては、去る6月28日の第1回目の本審で諮問させていただき、先ほどの第2回の本審では、中央最低賃金審議会の答申を報告させていただきました。本日は、専門部会の運営や中央が示した賃金に係る調査結果、また、宮城労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査などの各種統計資料の説明を行った上で、金額審議を予定しております。委員の皆様には、暑い時期に集中して審議に臨んでいただくこととなり、大変な御苦勞をお掛けいたしますが、御審議のほどお願い申し上げまして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

補佐 それでは議事に入ります。議題(1)「部会長及び部会長代理の選出について」事務局から提案させていただきます。

賃金室長 最低賃金法第25条第4項で準用する、同法第24条第1項及び第4項の規定により、「専門部会の会長及び会長の代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」こととされています。

本県におきましては、例年、専門部会の公益委員の皆様で協議していただいた結果をお諮りするということにしていますが、本年度もこの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

賃金室長 ありがとうございます。あらかじめ公益委員の皆様で協議いただき、部会長に熊谷委員、部会長代理に柳井委員ということとなっておりますが、よろしいでしょうか。

各委員 (異議なし)

賃金室長 ありがとうございました。

補佐 それでは、部会長及び部会長代理から御挨拶をいただきます。では、部会長お願いいたします。

熊谷部会長 部会長を務めさせていただきます公認会計士の熊谷です。よろしくお願いいたします。部会長としまして、公平かつ公正な審議を尽くしてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様の御協力を何卒よろしくお願いいたします申し上げます。

部会長代理 部会長代理の東北学院大学の柳井と申します。本県の経済が成長と賃金上昇が好循環に入っているかどうか、そういった分かれ目に来ている、分岐点に来ている大事な会議だと思っております。そういった意味でも、議事、判断については公正を期して行うべきだと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

補 佐 部会長が選出されましたので、これからの議事進行は部会長にお願いいたします。

なお、部会長におかれましては、午後2時45分を目途に本専門部会を退出のため、その後は部会長代理が進行いたします。

熊谷部会長 ただいま御説明ありましたとおり先約がございまして、途中で失礼させていただきます可能性がございましてを御容赦願います。

それでは、議事を進行いたします。

議題（2）「宮城県最低賃金専門部会運営規程について」事務局から説明をお願いします。

賃金室長 説明いたします。

資料2を御覧ください。

今年度も新たに宮城県最低賃金専門部会を設置したところで、運営規程も定める必要がございます。昨年度の内容と同様のものですが、専門部会運営規程（案）のとおりでよろしいでしょうかお諮りいたします。

熊谷部会長 専門部会運営規程（案）に関して各委員の皆様には何か御意見等がございますか。

各 委 員 （意見等なし）

熊谷部会長 よろしいでしょうか。御意見等はないようですので、案のとおり運営規程を決定することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

各 委 員 （異議なし）

熊谷部会長

ありがとうございました。

それでは、議題（３）の「宮城県最低賃金の改正に係る審議」に移ります。

審議に当たり、まず、資料３「令和６年賃金改定状況調査結果」について、事務局から説明をお願いします。

指 導 官

説明いたします。

資料番号３を御覧ください。

こちらは、本年７月１０日に開催されました、中央最低賃金審議会の第２回目安に関する小委員会において配布された資料になります。

P１を御覧ください。

２．調査産業にあるとおり、調査産業は、製造業、卸・小売業等の最低賃金の引上げに影響を受けやすい産業で、調査の対象は企業規模３０人未満の小規模事業所となっております。

調査事業所数などは、３に記載のとおりです。

ここでは第１表と第４表に絞って説明いたします。

P３の「第１表 賃金改定実施状況別 事業所割合」を御覧ください。

こちらは、今年、賃金改定を実施した企業の割合を示しています。

一番左側の「産業計」、縦書きの「ランク計」が、全体的な結果です。これを見ますと、１月から６月に賃上げを実施した事業所は４２.８％、７月以降に賃金改定を予定している事業所は１６.４％、合わせますと５９.２％であり、約６割の事業所で賃上げを行うとの調査結果となっております。

宮城県の属するＢランクでも、それぞれ４３.４％、１４.６％、合計で５８.０％となっております。

産業別にみますと、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」など特定の産業で賃金引上げの事業所の割合が低くなっております。

続きまして、P６の「第４表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）」でございます。

左の横書きの「産業計」縦書きの「男女計」で見ますと、ABCの下「計」で、賃金上昇率は本年は２.３％となっております。

昨年は２.１％でしたので、昨年より０.２ポイント賃金上昇率が高くなっています。

宮城県の属するＢランクでも、本年が２.４％、昨年が２.０％であり、昨年より０.４ポイント賃金上昇率が高くなっています。

また、男女別で見みても同様の傾向を示しております。

産業別で見ますと、業種ごとにバラツキはありますが、「宿泊業・飲食サービス業」がランク計で 2.8%と最も高く、それ以外は 1.8 から 2.7%の範囲です。

「学術研究、専門技術サービス業」、「サービス業（他に分類されないもの）」を除き、いずれも昨年より賃金上昇率が高くなっております。

次に、P7 の「第4表②」を御覧ください。

こちらは、P6の表を「一般労働者」と「パートタイム労働者」で区分したものです。

左の、横書きの「産業計」で、縦書きの一番下「パート」の欄で見ますと、「計」で、賃金上昇率は、本年が 2.8%、昨年は 2.1%ですので、昨年より 0.7 ポイント賃金上昇率が高くなっております。

宮城県の属するBランクでも、本年が 3.5%、昨年は 1.7%であり、昨年より 1.8 ポイント賃金上昇率が高くなっています。

資料3の説明は、以上となります。

熊谷部会長            ただいまの説明について、何か御意見、御質問等はありませんか。

各 委 員            （意見、質問等なし）

熊谷部会長            それでは、資料4「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果」について、事務局から説明をお願いします。

指 導 官            御説明いたします。

資料4の最低賃金に関する基礎調査の概要について簡単に説明させていただきます。

調査対象等は、資料4のP1「最低賃金に関する基礎調査」の欄に記載がありますので、御覧ください。

調査対象となる産業は、製造業のほか卸・小売業、宿泊業飲食サービス業等の最低賃金の引上げに影響を受けやすい産業で、調査対象は規模30人未満の小規模事業所となりますが、製造業と情報通信業のみ100名未満の事業所となります。

今年度は、令和3年経済センサスから抽出しました宮城県内の1,845事業所に調査を依頼し、このうち908事業所から有効回答を得たところです。

なお、調査の設計上、最低賃金の減額特例許可を受けている労働者を調査対象から除外することにはなっておりませんので、回答を

得た労働者の中に減額特例許可を受けた労働者が含まれ得ることを申し添えます。

なお、こちらの調査結果を取りまとめるに当たっては、総括表というものを打ち出し、そこから数値を拾い作成しております。総括表につきましては、内容が細かく、データが膨大となりますので、昨年度と同様に、公労使それぞれ1部ずつファイルを御用意いたしましたので、必要に応じて御覧いただければと存じます。

さらに、令和元年度より政府の統計情報サイト e-Stat に最低賃金に関する基礎調査結果の総括表(1)(2)を公表することとしております。

次に、P2 を御覧ください。用語の説明が記載されています。

地域分けについては、仙台市、仙台市周辺、郡部などの具体的な範囲について記載があります。

また、統計用語である「中位数」、「第一・四分位数」、「第一・十分位数」、「第一・二十分位数」、「未満率」、「影響率」がどのような意味であるかを記載しております。

御確認いただければと思います。

P3に「調査対象産業表」がありますので、御覧ください。

中計01 から中計07 まで、具体的には、「製造業」から「サービス業（他に分類されないもの）」まで中計ごとに集計し、これら産業を合計したものに「特定最低賃金の適用除外者」を加え、大計01 として「地域別最低賃金対象産業」としての集計をしております。

P4 からの「令和6年最低賃金に関する基礎調査結果表」が、それぞれの対象産業ごとの集計結果をまとめたものになります。

対象産業ごとに全体の集計、男女別、パートのみ、地域区分ごと、事業所の規模ごとの集計結果が数値としてまとめられています。

表に記載しておりますとおり、集計値は、労働者数、時間当たりの平均賃金額、中位数、第一・四分位数、第一・十分位数、第一・二十分位数、未満率になります。

P4の表の一番上の人数の欄に「343,442 人」とありますが、こちらが調査対象労働者数の推計値となります。この人数は、実際に回答を得た労働者数に、復元倍率をかけて算出したものとなります。

次に P7 に令和6年影響率表があります。影響率の意味ですが、最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合、のことを言います。一例として、仮に、今般示されました目安額である50 円の引上げがあった場合の影響率は24.23% となります。

P8 からはグラフになります。

P8 のグラフが男女別など対象労働者別、P9 のグラフが製造業、卸売業・小売業別など対象産業別、P10 のグラフは、年齢別、男女別、P11 のグラフは、パートの年齢別、男女別のデータになります。

P8に戻りまして、労働者別グラフでは、女性、パートで、第一・四分位数、第一・十分位数が最低賃金額に近く、最低賃金の近傍で就労している労働者の割合が多くなっているのが分かります。

P9の対象産業別グラフでは、娯楽業、宿泊、飲食業で、同様に、最低賃金近傍で就労している労働者の割合が多くなっているのが分かります。

P10 の年齢別時間当たり賃金額のグラフでは、20 歳未満及び 65 歳以上の労働者、また、女性労働者で、同様に、最低賃金近傍で就労している労働者の割合が多くなっているのが分かります。

P12 からは、過去からの推移が分かるグラフになります

P12、P13 が地域別の賃金額の推移、P14 が男女別の賃金額の推移です。

過去からの推移をみると地域別、男女別いずれについても、棒グラフである最賃額の引上げに応じまして、第一・二十分位数の額及び第一・十分位数の額が最低賃金額以上に引上げられていることが確認できます。

P15 は、地域別の未満率の推移です。未満率は、最低賃金を改定した後にその額を下回っている労働者の割合であり、今年度でいえば、時間額換算で現行の 923 円を下回っている労働者の割合を示しています。本年は、黒線で示した全地域で、1.68%と昨年の 1.42%より 0.26 ポイント高くなっておりませんが、グラフで表記した過去 6 年は 1 パーセント台で推移していることが分かります

以上のことから、ここ数年は大幅引上げが続いておりませんが、一方で、最低賃金の引き上げに応じて賃金額も引き上げられ、結果として未満率は低く保たれている状況にあることが分かります。

P16 以降は、地域最賃対象産業の総括表（1）と（2）とになります。総括表は、各賃金階級までの労働者が何人いるかをまとめたものです。

（1）は、規模別、地域別、年齢別になります。（2）は、男女別、年齢別になります。参考にさせていただければと思います。

例えば、P16 の総括表（1）左側の列「時間当たり所定内賃金額」の欄の 922 円の右隣の欄に 5,796 人とありますが、これは 922 円以下である人数が 5,796 人であることを示しています。

また、（ ）内の数字は、全労働者に対する、金額が低いほうからの累計人数の比率で、922 円の欄の（ ）はいわゆる未満率を表し

ています。なお、先ほどの説明で未満率 1.68 と説明しましたが、総括表の仕様上、表記が小数点第 2 位は四捨五入となっております、こちらの表では 1.7 となっておりますので、あらかじめ申し上げます。

基礎調査に関しては、以上となります。

熊谷部会長            ただいまの資料説明について、御意見、御質問等ございますか。

各 委 員            (意見等なし)

熊谷部会長            よろしいでしょうか。これらの資料について、今後の審議におきまして、適宜参照していただきたいと思えます。

次に資料番号 5 以降の資料について事務局から説明をお願いします。

指 導 官            それでは、資料を説明します。

まず、資料番号 5 でございます。

こちらは「地域別最低賃金額改定状況」の資料になります。

P1 は、「令和 5 年度地域別最低賃金の改定状況」の全国の一覧になります。

宮城は、B ランクで引上げ額が 40 円、発効日は 10 月 1 日でした。

P2 は、地域別最低賃金額と引上げの目安額との関係の推移を示したものです。四角(□)で囲った宮城を御覧いただくと、ここ数年空欄となっておりますが、これは引き上げの目安額と改定された引上げ額が同額であったことを表しています。

P3 は、地域別最低賃金の発効状況の推移となり、ランク別にして発効日を載せております。昨年は、全国で 10 月 1 日に発効した地域が 29 地域、10 月 2 日以降の発効が 18 地域でした。なお宮城は、平成 29 年以降 10 月 1 日となっております。

P4 は、地域別最低賃金額の異議申出状況の推移です。○が付いているところが、異議申し出があったことを表しています。

P5 は、総合指数を基に、上段には東北地域、下段には同じ B ランクの地域の最賃額の推移、それから宮城の最賃額との比較を示しています。

総合指数は県名の下に数字ですが、これは昨年のランク区分見直しの基礎とした総合指数であります。県民所得とか、標準生計費、



所定内給与、新規学卒者の初任給、1人当たりの製造品出荷額・販売額等の19の指標を基に、東京都を100として各県の数値を表しています。

また、時間額の下の( )の数字は、宮城の最低賃金を100とした場合の、各県の割合の推移を表しています。

P6は、宮城県最低賃金の改定状況の推移になります。

平成14年度以降は、日額表記がなくなり、時間額のみとなっています。

引上げ額では、平成2年から4年までの3年間は20円を超えていましたが、その後は引上げ額が減少して、平成28年から再び20円を超えるようになり現在に至っているという経過です。

P8は、地域別最低賃金の改定状況の推移を、過去10年間の全国順位の形で示したものとなります。宮城県は過去10年、順位の変動はなく、全国で29位となっております。

次に資料6「主要労働経済指標」を御覧ください。

P1の1は、所得・経済成長率となり、宮城県のデータは令和3年度が最新となっております。

左上の宮城県内の総生産額をみますと、平成24年度の8兆円台から毎年増加し、30年度に10兆円に到達しましたが、令和元年度から3年度は9兆円台となっております。

右下の労働分配率は、所得の分配の中で労働者の取る分け前の割合ですが、宮城は平成24年度には71.4%であったものが、その後減少し、平成27年度には65.6%まで下がりましたが、また上昇に転じ、令和3年度に75.2%となっております。

P2は、生産活動（新設住宅着工戸数、公共事業請負金額）となります。

上の表を御覧いただきますと、宮城の新設住宅着工戸数は、東日本大震災による急激な需要により、平成26年には2万6千戸を突破しましたが、平成27年から減少に転じ、令和5年は1万6千戸ほどとなっております。

その下の表の公共工事請負金額では、震災後の復旧・復興工事で平成25年から27年までの4年間は8,000億円台の高水準となり、

その後減少に転じ、令和5年は、3,279億円となっております。

P3は、生産活動の鉱工業生産指数となります。

平成22年、平成27年などを100としており、23年には震災の影響で、宮城県は前年比で29.3ポイントマイナスと大きく減少しましたが、24年以降は持ち直し、指数は上昇しています。その後、平成30年から減少に転じました。

令和3年から、一転持ち直し、令和4年は8.7ポイント増加となっておりますが、令和5年は再び減少に転じています。

資料6については、以上です。

続きまして資料7「賃金関連資料」について御説明いたします。

P1は、春季賃上げ妥結状況を記載しております。

P3の1-(3)の春季賃上げ妥結状況を御覧ください。

令和2年、令和3年は、賃上げ率は若干低下しているものの、令和4年には賃上げ率が上昇し、令和6年は3.92から5.10%となっております。

P4の2は、初任給のデータとなります。

2の(1)から(6)まで「学歴別・性別」などによる統計が並んでいますが、おおむね令和2年頃まで上昇してまいりまして、その後は「横ばい」または「上昇」といった状況です。P12の3は、賃金水準のデータとなります。

3-(1)の表のデータを見ると、平成28年以降、全国では所定内給与額が前年比プラスで推移しているところ、宮城ではマイナスになっているところが散見されますが、直近の令和5年は3.4%の上昇となっております。

賃金関連資料については、以上です。

次に資料8「生計費関連統計」を御覧ください。

P1は、「県庁所在都市別 消費者物価 地域差指数の推移」です。

こちらは、全国平均を100とした場合の指数です。

仙台市は、令和2年に全国で19位だったのが、令和5年には2位になっておりまして、その指数は、107.2となっております。

P2の2は、消費者物価指数の動向、これは仙台市と全国のもので

す。

P3 は、国内企業物価指数の動向、これは全国のみです。

どちらも令和6年に入って上昇率が高くなっております。

P4に移りまして、5は標準生計費の推移、仙台市と全国のもので  
す。

仙台市の1人当たり、すなわち単身世帯の標準生計費は、令和5  
年においては、11万7,446円となっております。

なお、標準生計費については、年によりバラつきが大きい調査結  
果となっております。

生計費関連統計は、以上です。

次に資料9「雇用情勢関連統計」を御覧ください。

P1は、有効・新規求人倍率の推移です。

宮城の有効求人倍率の欄を御覧いただきますと、コロナの影響も  
ありまして、令和2年の求人倍率は落ち込みがみられますがその後  
ゆるやかな上昇傾向にあり、直近の令和6年5月には1.24倍とな  
っております。

新規求人倍率も若干のずれはありますが同様の傾向となっており  
ます。

P2は、完全失業率の推移です。

宮城の場合、平成25年まで4%を超えていましたが、平成26  
年以降は、4%を切っています。

全国も同様の状態にあります。

P4に移りまして、こちらは企業倒産件数・負債金額の推移です。

宮城県においては、コロナ禍の令和2年、3年は、国の雇用調整  
助成金などの効果もありまして、倒産件数、負債総額とも令和元年  
より少なくなっております。

しかしながら、令和4年は、倒産件数100、負債総額227億円  
と、前年比増に転じておりまして、令和5年は件数については143  
件と増加傾向が続いています。

P5は、宮城県の高卒就職者数と県外就職者数の推移です。

県外就職者の割合は平成26年度を底に増加しましたが、以後現在  
までは、ほぼ「横ばい」となっています。

直近の令和5年は、令和4年より増加し、県外就職者の割合は18.5%、関東Aランク都県への就職者の割合は12.1%、東京都への就職者の割合は8.5%となっております。

次に、P8以降に、本年6月28日発表の「一般職業紹介状況（令和6年5月分）」を添付しております。

P8の一番下に棒グラフがありますが、右の薄い色の棒グラフが有効求職者数、左の濃い色が有効求人数であり、折れ線グラフにあるように有効求人倍率は令和2年を底に改善傾向で推移しております。

詳細は次ページ以降で御確認願います。

雇用情勢関連統計は、以上です。

続きまして資料10「経済情勢」を御覧ください。

行政機関等で公開されている六つの資料を添付しております。

一つ目は、東北財務局発行の「宮城県の経済情勢」、二つ目は、同じく東北財務局発行の「法人企業景気予測調査 宮城県分」、三つ目は、宮城県統計課発行の「みやぎ経済月報」、四つ目は、日本銀行仙台支店発行の「経済の動き」2024年6月版です。

五つ目は、同じく日本銀行仙台支店発行の、全国企業短期経済観測調査結果（東北地区6県）判です。

六つ目は、七十七リサーチ&コンサルティング株式会社発行の調査月報です。

最後に、資料11「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」を御覧ください。

監督指導については、10月改正の地域別最低賃金、12月改正の特定最低賃金、の履行状況を確認するため、例年1月から3月にかけて宮城県内5か所の労働基準監督署において監督指導を実施しているものです。

対象事業場の選定に当たっては、最低賃金法違反に関する情報や相談があった事業場や最賃額未満の求人を出している事業場のほか、最低賃金に関する基礎調査の結果、未満率や影響率が他の産業より高い地域や業種の事業場などから選定しています。

P1の「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移（宮城）」を御覧ください。

平成22年から令和6年までの間に実施した監督実施結果の推移ですが、令和6年の実施結果を説明すると、県内の230の事業場に監督指導を実施し、最低賃金の支払い義務違反の事業場は23事業場となり、違反率は10.0%となっております。

令和5年の違反率「11.9%」より下がった要因は、様々あると思われませんが、少なくとも今回の調査結果から読み取れることとして、P5の表2に記載のとおり、「適用される最低賃金額を知っている」と回答した事業場の割合が令和5年度は91.7%であり、前年度の83.5パーセントから増加しているということ、すなわち企業における最低賃金額の認知度が上がっていることは、違反率減少の一つの要因と考えております。

P2は、全国の監督指導結果となっております。令和6年実施分の全国の違反率は、10.5%となっております。

以上、審議に関する資料の説明です。

熊谷部会長 ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

各委員 (意見等なし)

熊谷部会長 これら資料についても、今後の審議におきまして、適宜参照していただきたいと思えます。

そのほか、事務局から何かございますか。

賃金室長 本日午前の本審において、最低賃金の検討に当たって留意すべき基本的な考え方から、

- ・ 宮城県から首都圏などへの流出防止の観点から、最低賃金の地域間格差の是正が重要であり、これら地域との格差縮小に向けて、引き上げが必要。
- ・ 最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持向上の観点からも、生活必需品など切り詰めることのできない支出項目の上昇など消費者物価上昇率を加味した引上げが必要。
- ・ 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、そのためには最低賃金の引上げが必要。
- ・ 業績好調な企業と中小企業を中心に業績の回復が進んでいない企業の格差が広がっている中、一律に適用される最低賃金の引上げについては、こうした企業が置かれた厳しい経営状況を十分に踏まえた上で、客観的なデータに基づく丁寧な審議が不可欠であり、その引上げ幅については慎重に判断されるべき。

- ・ 「価格転嫁できた企業」と「できない企業」との二極化が進行しており、最低賃金の大幅な引上げは、価格転嫁が進んでいない中小企業の経営に大きな影響を与える。
- ・ 人手不足が深刻化している中、最低賃金の大幅上昇となれば、離職や採用難など人材確保が困難な状況にある中小企業を中心に、人手不足倒産のリスクが非常に高くなることを懸念する。

といった点についての指摘がありました。

また、第1回及び第2回の本審において配布した資料もございます。

皆様には、こういった点や各種資料も踏まえて御議論いただければと思います。

熊谷部会長

ただいま紹介がありましたように、本審で表明された最低賃金の検討に当たって留意すべき基本的な考え方や本審で配布された各種資料も踏まえて、専門部会で御議論いただきたいと思います。

それでは、労働者側委員と使用者側委員でそれぞれから、改正内容及びその根拠について主張を伺いたいと思います。

よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

熊谷部会長

最初に労働者側委員からお伺いいたします。今の段階での具体的金額などについて、お願いできればと思います。

阿部(祥大)委員

阿部のほうから、端的に金額のほうを提示させていただきます。

基本的な主張の部分につきましては、午前中に本審などで述べたとおりでございます。それらを踏まえまして、本来でありましたら、早期に時給1,000円の観点、また連合で算出しておりますリビングウェイジにおきますと、宮城県では単身者の最低水準では、1,090円が必要とされてございますので、本来であれば、167円の引上げが必要でございますが、中央最低賃金審議会での審議経過、また、現下の状況、御説明いただいた資料なども最大限尊重いたしまして、労働者側としては986円、63円の引上げということで提示させていただきます。

こちらにつきましては、リビングウェイジ1,090円との地域別最低賃金923円との格差である167円を3カ年で解消するための56円、それに合わせて昨年度の審議結果における地域間格差是正を総合的に考慮した分も上乘せした63円の金額でございます。以上で

ございます。

熊谷部会長       ありがとうございます。続きまして、使用者側委員からの御見解について、伺いたいと思います。今の段階での具体的金額等について、御説明をお願いします。

半沢委員       それでは半沢のほうから提示をさせていただきます。まず金額につきましては、プラス 27 円を提示したいと考えてございます。

使用者側としましては、最低賃金法第 9 条に基づく三要素を総合的に表している賃金改定状況調査結果、特に第 4 表の賃金上昇率を基本とした金額を提示をさせていただいております。

具体的には、第 4 表のうち実際にどれくらい賃金が増したのかを比較しやすい第 4 表の③、先ほど事務局から御説明いただいた資料ですと、資料 3 の 8 ページでございますが、産業計の列のうち「計」、そして宮城県が属する B ランクの上昇率が 2.9%でございますので、先ほど申し上げた数字、プラス 27 円というふうに提示をさせていただきます。以上でございます。

熊谷部会長       ありがとうございます。ただいま、労働者側委員からはプラス 63 円、使用者側委員からはプラス 27 円という御提示がございました。

今の段階で、労働者側委員、使用者側委員から提示がありました具体的金額には、隔たりがあると思いますので、ここで専門部会を休会としたいと思います。休会中は、労働者側委員、使用者側委員、それぞれ控室で専門部会の再開に向けた打合せや公益委員と労働者側委員、公益委員と使用者側委員の間で専門部会の再開に向けた打合せを行います。

よろしいでしょうか。

各 委 員       (異議なし)

熊谷部会長       それではしばらくの間、休会とさせていただきます。

～ 休会 ～

(各委員は控室に移動して打合せ後、専門部会会場に再入場)

～ 再開 ～

熊谷部会長 専門部会を再開します。ただいまの休会中でですね、労使の皆様、御見解何かまとまったものあればということですね、お伺いをしたいと思います。

それでは、労働者側委員のほうからお話をお願いできればと思います。

阿部（祥大）委員

阿部のほうから述べさせていただきます。

労働者側のほうとしましても、各種資料含めまして検討させていただきましたが、現時点におきましては、先ほど御提示いたしました63円の引上げ、986円のままとさせていただきたいと思います。

ただ、労働者側としましても、改めて資料等を含めまして、再度検討のほうは進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

熊谷部会長 ありがとうございます。63円の引上げで986円ということでしょうか。

それでは、使用者側委員より御見解を頂戴したいと思います。お願いします。

半沢委員

それでは半沢のほうからお話しします。

使用者側につきましても、休会前と同じ27円のプラスという金額から変更ございません。また次回までに委員の間で検討を進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

熊谷部会長

はい、ありがとうございます。

ただいま労使の皆様から御見解を頂戴しました。労働者側委員としては、現行の923円に対して、63円のプラスで986円、使用者側委員におきましては、プラスの27円で950円ということで、間違いはないでしょうか。よろしいでしょうか。

各委員 （異議なし）

熊谷部会長

本日はこれ以上の進展は難しいと思われまますので、本日の審議はここで終了とさせていただきます。

労使それぞれのお立場はあるでしょうが、当専門部会は一定の審議期間の中で、それぞれの歩み寄りによって妥当な結論を出すとい



うことが使命となっております。

それぞれ、本日の審議経過を踏まえ、再度御検討をいただきまして、次回の審議に臨んでいただきますようお願いいたします。

議題（４）その他について、事務局から何かありますか。

賃金室長           事務局としましては、審議会の議論を尽くした上で、全会一致での答申をいただけるよう今後の審議日程をできるだけ確保したいと考えております。そこで、第２回７月３１日（水）午前９時から、第２回で結審しない場合には、第３回８月２日（金）午後２時から、第３回で結審しない場合には、第４回８月５日（月）午前１０時から、としたいと考えております。

熊谷部会長       ただいま、事務局から今後の審議日程の話がありました。御意見などありましたらお願いします。

各 委 員           （意見等なし）

熊谷部会長       それでは、第２回は７月３１日（水）午前９時からといたします。以上で、本日の審議を終了します。お疲れ様でした。

閉     会